

2. 障がい者手帳

1) 身体障がい者手帳

守谷市が発行し、身体に障がいのある方が、さまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により1級から6級（内部障がいは1級から4級）まであります。

対象者	視覚，聴覚・平衡機能，音声・言語・そしゃく，肢体不自由，心臓，じん臓，肝臓，呼吸器，ぼうこう・直腸，小腸，ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいがある方
窓口	社会福祉課
手続	下記を参照してください。
備考	平成19年4月1日以降の新規手帳交付者のうち，一部の疾病による障がいの方には再認定期間が設けられ，再交付申請が必要です。

<必要なもの>

手続の種類		印かん	写真	診断書	手帳
初めて交付申請するとき		○	2枚	○	
再交付申請	障がいの程度が変わったとき	○	1枚	○	○
	障がいが増加になったとき	○	1枚	○	○
	手帳を紛失したとき	○	1枚		
	手帳を破損したとき	○	1枚		○
変更届	住所が変わったとき				○
	氏名が変わったとき				○
死亡，障がいに該当しなくなったとき					○
保護者名が変わったとき (手帳所持者が15歳未満)					○

※印かん：障がい者本人が窓口で申請書を記入する場合は不要です。

※写真について：タテ4cm×ヨコ3cmで，無帽，上半身，1年以内に撮影したもの
(※プリンターで印刷した写真及びポラロイド写真は受け付けられません。)

※診断書について：所定の身体障がい者診断書・意見書(窓口にあります)で，県が指定する医師が作成したもの。ただし，診断書は記載されて3箇月以内のものに限ります。

県が指定する医師は，診断書作成前に必ず社会福祉課で確認してください。

**※ 市外へ転出したときは，転出先の市町村障がい福祉窓口
手帳を持参して，居住地変更の届出をしてください。**

注意：障がい者本人が障がいを有しなくなったとき又は死亡したときは，速やかに手帳を返還してください。

2) 療育手帳

茨城県知事が発行し、知的障がいのある方が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により④(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)があります。

対象者		児童相談所または県福祉相談センターで知的障がいと判定された方
手続	新規申請の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所または県福祉相談センターへ判定の予約をしてください。 ・判定日にあわせて手帳の交付申請手続きをしてください。 ・印かん、写真(1枚)をご用意ください。 ・窓口(問合せ先) <ul style="list-style-type: none"> ○茨城県福祉相談センター(満18歳以上) 電話 029-221-0800 FAX 029-221-0811 ○土浦児童相談所(満18歳未満) 電話 029-821-4595
	新規以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・各種手続きは下記を参照ください。 ・窓口 社会福祉課
	再判定の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所または県福祉相談センターへ再判定の予約をしてください。 ・療育手帳と印かんをご用意ください。

<必要なもの>

手続の種類		印かん	写真	手帳
他都道府県から転入したとき(交付申請)		○	1枚	○
再交付申請	手帳を紛失したとき	○	1枚	
	手帳を破損したとき	○	1枚	○
	記載欄余白がなくなったとき	○	1枚	○
変更届	住所が変わったとき	○		○
	氏名が変わったとき	○		○
死亡したとき		○		○

※印かん：障がい者本人が窓口で申請書を記入する場合は不要です。

※写真について：タテ4cm×ヨコ3cmで、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの
(※プリンターで印刷した写真及びポラロイド写真は受け付けられません。)

**※ 市外へ転出したときは、転出先の市町村障がい福祉窓口
に手帳を持参して、居住地変更の届出をしてください。**

注意：障がい者本人が障がいを有しなくなったとき又は死亡したときは、速やかに手帳を返還してください。

3) 精神障がい者保健福祉手帳

茨城県が発行し、精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある方が、医療や福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障がいの程度により1級から3級まであります。

対象者	精神の疾患により日常生活または社会生活に制約のある方
有効期間	2年
窓口	社会福祉課
手続	下記を参照ください。

<必要なもの>

手続の種類		印かん	写真	診断書	障がい年金証書等	手帳
初めて交付申請するとき		○	1枚	(○) または	(○)	
更新するとき		○	1枚	(○) または	(○)	○
障がいの程度が変わったとき						
再交付申請	手帳を紛失したとき	○	1枚			
	手帳を破損したとき	○	1枚			○
	手帳を汚損したとき	○	1枚			○
変更届	住所が変わったとき	○				○
	氏名が変わったとき	○				○
死亡、障がいに該当しなくなったとき						○

※写真について : タテ4cm×ヨコ3cmで、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの
(※プリンターで印刷した写真及びポラロイド写真は受け付けられません。)

※診断書 : 所定の診断書で、初診日から6箇月を経過した日以後のもの(用紙は窓口について 口にあります。)

※年金証書等 : 精神の障がいを理由に年金が支給されている場合、年金証書等の写しなど(年金証書番号が記載されている書類)で手続できます。

**※ 市外へ転出したときは、転出先の市町村障がい福祉窓口
手帳を持参して、居住地変更の届出をしてください。**

注意:障がい者本人が障がいを有しなくなったとき又は死亡したときは、速やかに手帳を返還してください。